入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年7月7日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長　平井　啓友

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11

○第６号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　防医大㉙庁舎改修建築工事

⑶　工事場所　埼玉県所沢市

⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

防衛医科大学校（埼玉県所沢市）における庁舎等改修に係る建築工事及び土木工事

ア　庁舎改修

構造：鉄筋コンクリート造　３階建て

規模：建物延べ面積　約2,400㎡

改修内容：耐震補強、内部改修、防水改修、外壁改修

イ　６号館改修

㋐　建築工事

構造：鉄筋コンクリート造　４階建て

規模：建物延べ面積　約6,400㎡

改修内容：耐震補強、外壁改修、防水改修、内部改修

㋑　土木工事

附帯土木工事　一式

ウ　玄関棟改修

構造：鉄筋コンクリート造　２階建て

規模：建物延べ面積　約4,000㎡

改修内容：耐震補強、内部改修

エ　中央検査棟改修

構造：鉄筋コンクリート造　２階建て

規模：建物延べ面積　約3,700㎡

改修内容：耐震補強、内部改修

オ　放射線棟改修

構造：鉄筋コンクリート造　３階建て

規模：建物延べ面積　約4,900㎡

改修内容：耐震補強、内部改修

カ　物療棟改修

構造：鉄筋コンクリート造　３階建て

規模：建物延べ面積　約3,700㎡

改修内容：耐震補強、内部改修

キ　手術棟改修

構造：鉄筋コンクリート造　３階建て

規模：建物延べ面積　約5,600㎡

改修内容：耐震補強、内部改修

ク　学生等宿舎改修

㋐　建築工事

構造：鉄筋コンクリート造　４階建て

規模：建物延べ面積　約3,200㎡

工事内容：内部改修

㋑　土木工事

附帯土木工事　一式

⑸　工期　平成31年12月27日まで。

⑹　本工事における監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任期間は平成29年11月１日から平成31年12月27日までとする。

⑺　使用する主要な資機材　コンクリート　約80㎥、鉄筋　約20ｔ、鉄骨　約100ｔ、板ガラス　約80㎡

⑻　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑼　本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに

「ア　庁舎改修　型枠工事、鉄筋工事のうち鉄筋加工組立費、鉄骨工事、防水改修工事、改修に伴う撤去工事（処分費を除く）

イ　６号館改修

㋐　建築工事　型枠工事、鉄筋工事のうち鉄筋加工組立費、鉄骨工事、防水改修工事、改修に伴う撤去工事(処分費を除く)

ウ　玄関棟改修、エ　中央検査棟改修、オ　放射線棟改修、カ　物療棟改修、キ　手術棟改修　型枠工事、鉄筋工事のうち鉄筋加工組立費、鉄骨工事、改修に伴う撤去工事（処分費を除く）

ク　学生等宿舎改修　改修に伴う撤去工事（処分費を除く）」

に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

⑽　本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

⑾　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑿　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年７月７日付北関東防衛局長）に示す手続きに従い、防医大㉙庁舎改修建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

⑸　平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の２階建て以上で、建物延べ面積が3,800㎡以上（１棟当たり）の耐震補強工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者等を当該工事に専任で配置できること。

ア　主任技術者は、二級建築士、２級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。

イ　監理技術者は、一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。